



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 形質変更時要届出区域の解除・4件(環境保全課) 1
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更(水産課) 2
- 都市計画事業の変更の認可(道路街路課) 3
- 指定管理者の指定(道路管理課) 3

公 告

- 地籍調査の成果の認証(土地対策課) 3
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催(都市計画・モノレール課) 4

教育委員会事項

- 指定管理者の指定・2件 4
- 沖縄県立石川青少年の家の利用料金の承認 4
- 沖縄県立玉城青少年の家の利用料金の承認 5

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定 6
- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 6

告 示

沖縄県告示第18号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成29年沖縄県告示第407号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

平成31年 1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 浦添市牧港五丁目1060番4及び1071番の各一部
- 2 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に規定する基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準(土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染対策法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去

沖縄県告示第19号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成29年沖縄県告示第581号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

平成31年 1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 浦添市牧港五丁目1075番及び1076番の各一部
- 2 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に規定する基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染対策法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去

沖縄県告示第20号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年沖縄県告示第582号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

平成31年 1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 浦添市牧港五丁目1021番2、1060番1、1069番2及び1074番の各一部
- 2 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染対策法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去

沖縄県告示第21号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年沖縄県告示第583号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

平成31年 1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 浦添市牧港五丁目1023番、1060番4及び1071番の各一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染対策法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去

沖縄県告示第22号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

平成31年 1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
今帰仁加入区	今帰仁漁業協同組合の地区	定置漁業
宮古島加入区	宮古島漁業協同組合の地区	主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業)

変更後

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
今帰仁加入区	今帰仁漁業協同組合の地区	1 定置漁業 2 主としてはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主と

		してはえ縄漁業) 3 主として一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として一本釣漁業) 4 潜水器漁業
宮古島加入区	宮古島漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う底魚一本釣漁業) 2 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業) 3 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 4 潜水器漁業

沖縄県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第454号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・南1号津嘉山中央線
- 3 事業施行期間 平成25年 8月 9日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第24号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第6条の規定により、県民広場地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年 1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 2 指定の期間 平成31年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成31年 1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調査を行った者の名称 那覇市
- 2 調査を行った時期 平成26年 6月 6日から平成29年 3月31日まで
- 3 成果の名称 那覇市首里金城町四丁目・繁多川四丁目の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域 那覇市首里金城町4丁目及び繁多川4丁目の一部

5 認証年月日 平成30年12月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、中部広域都市計画臨港地区の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成31年1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 平成31年2月8日 午後7時開始
- 2 場所 うるマルシェ会議室 うるま市字前原183番地2
- 3 都市計画の変更の案の概要 中城湾港新港臨港地区は、平成19年に都市計画決定され、管理運営を進めている。今回、新たに埋立しゅん功した土地について、従来の臨港地区との一体的な管理運営及び港湾施設の整備促進のため、臨港地区へ追加指定する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（平成31年2月1日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、沖縄市建設部都市整備室又はうるま市都市建設部都市政策課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第1号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立石川青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 指定管理者となる団体 公益社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市字川崎468番地
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 指定管理者となる団体 一般社団法人沖縄じんぶん考房 那覇市字上間563番地1階
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第3号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立石川青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年1月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者 公益社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市字川崎468番地
- 3 利用料金の適用年月日 平成31年4月1日

4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき310円
	一般及び学生	1人1泊につき620円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき360円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき360円
	一般及び学生	1時間につき720円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあつては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年1月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 指定管理者 一般社団法人沖縄じんぶん考房 那覇市字上間563番地1階
- 利用料金の適用年月日 平成31年4月1日
- 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき310円
	一般及び学生	1人1泊につき620円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき360円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき360円
	一般及び学生	1時間につき720円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。

2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

平成31年1月18日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
有料老人ホーム願寿の家	那覇市小禄1丁目19番18号	平成30年12月21日

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成31年1月18日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
沖縄県立八重山病院	(新) 石垣市字真栄里584番地1 (旧) 石垣市字大川732番地	平成30年10月1日
(新) 介護医療院にしばる (旧) 介護老人保健施設にしばる	浦添市西原三丁目20番10号	平成30年9月1日
(新) 医療法人沖縄徳州会北谷病院 (旧) 北谷病院	北谷町字上勢頭631番地4	平成30年12月1日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--